## 日本国経済産業省とロシア連邦経済発展省との間の経済近代化分野の 協力に関する覚書

日本国経済産業省とロシア連邦経済発展省(以下、「双方」という)は、二国間の貿易・投資の発展を目指し、以下について共通の認識に達した。

- 1. 1. 双方は、経済近代化プロセスの重要性と必要性を認識し、イノベーション発展、人々の生活水準を向上させる近代的な環境配慮技術の確立及び人々の潜在的創造力の実現における協力がその不可欠な要素であると考える。
- 1.2. 双方は、貿易経済に関する日露政府間委員会及びロシアの経済 近代化に関する日露経済諮問会議の活動との間で、ロシア経済近代化 のための協力を調整する。
- 2. 双方は、それぞれの権限の範囲内において、また自国の法律に従い、以下の分野において経済近代化のための協力を促進する。
- 2.1. 双方は、貿易・投資分野のビジネス環境の改善及び両国経済界・ 業界団体・政府機関の間での定期的で時宜を得た建設的な対話の実施、 特に二国間の貿易・投資の円滑化に向け、取組を推進する。
- 2. 2. 双方は、イノベーション・センター「スコルコヴォ」及びイノベーション関連プロジェクトへの投資促進、並びに近代的で競争力を持つ製品の開発と市場展開のための協力を推進する。
- 2.3.双方は、エネルギー効率の向上、再生可能エネルギーの利用が共通の取組課題であると認識し、両国間の協力による取組が進展するよう支援する。
- 2.4.双方は、両国の地方自治体組織間の協力の発展を支援する。

3. 双方は、経済近代化に関する二国間協力関係の発展に特別な注意を 払いつつ、日本経済産業省とロシア連邦経済発展省の幹部及び然るべ き部局のレベルで、定期的な対話を行う。上記の課題を遂行するため に、双方は、上記の基本的優先分野の詳細を審議する。

同様に、日本側は、両国間の貿易・投資の拡大に資するフォーラム、セミナー、人材育成、調査、ビジネスマッチングその他の分野において、ロシアNIS貿易会を活用する。

- 4. 協力に関する本覚書は、国際条約ではなく、法的な拘束力を有するものではない。
- 本覚書は、日本語とロシア語で各2通作成され、2011年11月 12日、ホノルルにおいて署名される。

日本国経済産業省を代表して

ロシア連邦経済発展省 を代表して

枝野 幸男

E. ナビウリナ